

(公印省略)

医第30183-5号
令和5年4月27日

各病院長 様

群馬県健康福祉部医務課長 佐藤 貴彦

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度の適用に係る
手続きについて

日頃より、本県医療行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度については、
制度の対象となる期間が、令和7年3月31日まで延長されました。当該特別償却制度を適用す
るための手続きとして、医師等勤務時間短縮計画を作成し、都道府県の医療勤務環境改善担当課
長等の確認を受ける必要があります。

そこで、今年度の手続きに関して、本県では下記のとおり取り扱うこととしますので、当該償
却制度の適用を希望される場合は、必要書類を各受付期間に御提出ください。

記

1 仮申請

(1) 受付期間

【第1回】令和5年 6月 1日(木)～令和5年 6月15日(木)

【第2回】令和5年 9月 1日(金)～令和5年 9月15日(金)

【第3回】令和5年12月 1日(金)～令和5年12月15日(金)

(2) 提出書類及び提出部数

・別添1「医師等勤務時間短縮計画」の案 **(※押印不要)** 2部

・別添2「勤務時間短縮用設備等の導入を想定している現場の写真等」 2部

(3) 提出先

群馬県健康福祉部医務課医師確保対策係

(〒371-8570 前橋市大手町1-1-1)

2 正式申請 **(※上記1「仮申請」を提出した医療機関のみ)**

(1) 受付期間

【第1回】令和5年7月中

【第2回】令和5年10月中

【第3回】令和6年1月中

(2) 提出書類及び提出部数

・別添1「医師等勤務時間短縮計画」 2部

・別添3「医師等勤務時間短縮計画について」 1部

(3) 提出先

上記1(3)と同様

3 留意事項

- ・ **上記2「正式申請」の前に、必ず上記1「仮申請」を提出してください。**
- ・ 上記2「正式申請」で提出された「医師等勤務時間短縮計画」は、内容を確認した上で、
医療勤務環境改善担当課長等の押印をして、後日、提出元の医療機関に返却します。

担 当：医師確保対策係 今野
T E L：027-226-2540
F A X：027-223-0531